

平成15年3月1日

紀ノ川流域委員会委員長 様

住民要請者

権原市

奥 井 満 雄

## 要 請 書

これまでの当委員会の多大な忍耐の尽力に対し厚く御礼申し上げます。第12回の同委員会に参加させていただきました。整備案に対し流域住民代表の正直な意見、活発な意見交換もあり、役員の方々におかれましては一面やって良かったとの思いではないでしょうか。

## 1 中間まとめについて

当委員会として整備計画案作成の提案の取り組みに対し中間まとめを発表し、今後の方向性、多くの意見(パブリカメント)の集約が出来るよう取り計らっていただきたい。今はようやく住民の生の声の参画によってこの流域委員会も再スタートである。如何に多くの上流下流の流域の意見を聞くかが、成功のカギであることは私が言うまでもありません。主権在民でなくて、まだまだ縦割り行政の枠内の議論であり、特区の議論と思われず。

## 2 背景認識について

2003年1月中旬、モーリス・ストロング氏が北朝鮮問題に国連総長の名代として奔走。人類の行動規範の地球憲章(別紙1)をまとめたアースカウンシル(国際NGO)会長、元国連環境計画・開発計画事務局長を務めた同氏の有言実行のニュース。心から応援いたしたい。

2月に入りイラク問題は戦争と平和について世界市民の関心を高くしていますが、権力者は戦争、世界市民は平和的な解決を望んでいると単純に見えるのは私だけでしょうか。

今や一国と一国のみの解決で平和を勝ち取ることは不可能である。地球負荷にかかる地域環境保全もしかりである。地球益、人類益に立った同憲章の存在が、日々高まっています。

2002年12月20日、第57回国連総会で日本政府提案の「持続可能な開発のための教育の10年」(別紙2)が正式に採択され、いよいよ、地球に住む一人一人が世界市民としての自覚を新たに、「持続可能な地球社会」を未来のために生み出すための連帯の輪を拡大、推進する時代に入ったのではないのでしょうか。

同委員会は2・30年で成し得る河川整備案の取りまとめですが、時代に取り残されることなく、経済から環境に配慮した循環型社会形成に爾々と軟着陸する。そのための社会的な基本合意の共通認識としての必要性から、同憲章の「支持」を明らかにされることを新たに要望いたします。

## 3 大台ヶ原自然再生事業(環境省)との連携について

当河川の源流地でもある大台ヶ原自然は森林の立ち枯れにより環境省は新生物多様性国家戦略で調査検討会をすすめられており、その後の事業化ではA・B・C的に実施、又、当事業は

再生するのは大台ヶ原だけでなく、周辺紀伊半島の波及効果をも視野にいれていくとのこと。(環境省「02.11.15・第1回大台ヶ原自然再生検討会」HP参照)

同河川整備もこの調査及び事業が同時期であり、河川環境面・ダム運用面などにおいては重要な関係にあり、地域住民から見れば双方とも当事者であるとの立場から、環境省との緊密な連携の確立を計られ、その連携内容について当委員会でも公表していただきたい。

#### 4 ドラゴンプロジェクト外の構築について

個人の課題として

- ①ダムによる生態の不連続対策
- ②高見川を津風呂湖に導水するなど洪水・濁水の緊急総合ダム運用対策
- ③河床低下及び堆積土砂の影響による魚の遡上対策  
(「大和吉野川の自然学・御勢久右衛門」参照)
- ④ダム放流水の水質対策
- ⑤脆弱護岸の補強工法の検討
- ⑥流域下水道整備推進策
- ⑦井堰・護岸の近自然工法の検討
- ⑧遊水池地元対策
- ⑨大台ヶ原の大気・土壌汚染実態調査及び流域の森林保全対策
- ⑩溢水型河川の溢水区域対策

などがありますが、上下流地域一体の対応策であることから、国の河川管理者が中心となり、行政、有識者、地元NPOによる、仮称、大和吉野川・紀ノ川流域協議会を設立し、2・30年以降の河川整備を見据えた地域全体の見直し及び健全化を計り、ドラゴンプロジェクト(「川・日本の水環境・文化を想う・佛山海堂」P102～P106参照)のA-D面の構築を計られることを要請します。なお同委員会の課題は同協議会に引き継ぐものとします。

以 上

# 地球憲章

## 前文

私たちは今、地球の歴史上重大な転換点、すなわち、人類が自分たちの未来を選択しなければならない時にさしかかっている。世界がますます相互依存を強め、他からの影響を受けやすくなるにつれて、未来には大きな危険と同時に大きな希望がある。私たちが未来に向かって前進するためには、自分たちは素晴らしい多様性に満ちた文化や生物種と共存するひとつの人類家族であり、地球共同体の一員であるということを認識しなければならない。自然への愛、人権、経済的公正、平和の文化の上に築かれる持続可能な地球社会を生み出すことに、私たちはこぞって参加しなければならない。そのためには、地球上で生をいとむ私たち人間は、互いに、より大きな生命の共同体に、そして未来世代に対して、責任を負うことを明らかにすることが必要不可欠である。

## 私たちのすみか、地球

人類は広大な、進化しつづめる宇宙の一部である。私たちのすみかである地球には、類まれな生命共同体が共生している。自然の雄力は、生存を困難で予想し難いものになっているが、同時に、地球は生命の誕生に必要な不可欠な状況をもたらしている。生命共同体の回復力と人類の安寧は、実に様々な動植物、肥沃な土壌、清浄な水、そして澄んだ空気など、すべての生態系を含む健全な生物圏を維持することにかかっている。限られた資源しかない地球の環境は、全人類にとって共通の関心事である。地球の生命力、多様性、その美しさを保護することは、人類に課された重要な義務でもある。

## 地球の状況

これまで行なってきた生産と消費の仕方は、環境の荒廃、資源枯渇、種の大量の絶滅を引き起こしている。地域も影響を受けている。開発の恩恵は平等には分配されず、貧富の差が広がりがつづめる。不正、貧困、無知、そして暴力を伴う争いが広がり、人々に大きな苦しみを引き起こしている。かつてない人口増加は生態系と社会システムへの重荷となつてきている。地球の安全への基礎が脅かされている。これらは危険な兆候である。しかし、避けられないことではない。

## 私たちが直面している挑戦

選択は私たちの手中にある。地球規模のパートナーシップを形成して地球と人間を大切に生存への道か、それとも、人類や生命の多様性の破壊に加速するかの選択である。私たちの価値観、制度、生活様式を根本的に変えることが迫られている。基本的ニーズが満たされていずば、人類の発展とは私たちが人間的により大きくなることであつて、過分に所有することではない。私たちはすべての人々に必要な物をもたらし、しかも環境負荷を減らすことができる知識と技術を持っている。地球規模で生きている市民社会によって、民主的で人道的な世界が築かれる新たな機会がもたらされている。環境面、経済面、政治面、社会面、そして精神面での私たちの挑戦は互いに関連しあつており、私たちは共に包括的な解決を生み出すことができる。

## 地球的視野に立った責任感

こうした希望を実現するために、私たちは自分たちの周辺の地域共同体だけでなく、地球共同体全体の中の一員であると考え、地球的視野に立った責任感を持って生きる決意をしなければならない。私たちは、それぞれの国の市民であると同時に、地域共同体と地球共同体が関連しあっているひとつの世界の市民でもある。すべての人が、人類家族とより大きな生命全体の現在と未来の安寧に対して、責任を分かち合っている。存在の神聖に対する畏敬の念、授かった生命への感謝の気持ち、そして、数多の生命の中で、人類はいかに小さな存在であるかという謙虚な気持ちを抱いたときに、人類は強く団結し、すべての生命との一体感も強まる。

私たちは、いま到来しつづめる世界共同体のために、倫理的基盤となる共有の価値観を早急につくらなければならない。それ故に、持続可能な生活のための、互いに関連しあう以下の諸原則が、すべての個人、団体、企業、政府、国際機関の行動を導き判断する規範となることを、希望を込めて、私たちは確認する。

### 1 生命共同体への尊敬と配慮

#### 1. 地球と多様性に富んだすべての生命を尊重しよう。

- a. 生きとし生けるものは互いに依存し、それぞれが人類にとっての利用価値とは無関係に、価値ある存在であることを認めよう。

- b. すべての人が生まれながらに持っている尊厳と、人類の知的、芸術的、倫理的、精神的な潜在能力への信頼を確認しよう。
2. 理解と思いやり、愛情の念をもって、生命共同体を大切にしよう。
- a. 資源の所有、管理、利用には、環境への害を防ぎ、人々の権利を守ることが義務であることを受け入れよう。
  - b. 自由、知識、権力は、その大きさが増せば増すほど公益推進への大きな責任が伴うことを確認しよう。
3. 公正で、直接参加ができ、かつ持続可能で平和な民主社会を築こう。
- a. 地域社会はそれぞれに、人権、基本的自由を保障し、男女を問わずすべての人が可能性を十分に活かせる機会を与えよう。
  - b. すべての人が環境に配慮した形で、安全で有意義な暮らしができるよう、社会的、経済的公正さを推進しよう。
4. 地球の豊かさと美しさを、現在と未来の世代のために確保しよう。
- a. それぞれの時代に享受できる行動の自由は、未来世代のニーズによって規制されることを認識しよう。
  - b. 次の世代に、人間を含む地球上の生きとし生けるものの長期にわたる繁栄を支える価値、伝統、しきたりを伝えていこう。

以上、4つの大きな決意を実行に移すために、以下の諸原則が必要である。

## II. 生態系の保全

5. 生物の多様性と、生命を持続させる自然のプロセスに対して、特別な配慮を払いつつ、地球生態系全体を保護し回復させよう。
- a. 環境の保全と回復が、すべての開発計画に組み込まれるような持続可能な開発計画と規制を、どの段階でも採用しよう。
  - b. 地球の生命維持システムを守り、地球の生物多様性を維持し、自然遺産を保護するために、野生地や海洋を含む、自然と生物の生存可能な保全地域を指定し、これを守ろう。
  - c. 絶滅の危機に瀕した生物種と生態系の修復を促進しよう。
  - d. 原産種や環境に害を及ぼす外来種、あるいは遺伝子転移え品種を規制、根絶し、そうした有害種の導入を阻止しよう。
  - e. 水、土壌、林産物、水産物のような再生可能な資源の使用を、生態系の再生速度を上回らず、生態系の健康を保護するような方法で、管理しよう。
  - f. 鉱物や化石燃料のような再生不可能な資源の採取や使用については、その資源の枯渇を最小限にとどめ、深刻な環境破壊を引き起こさないような方法で管理しよう。
6. 生態系保護の最善策として、環境への害を未然に防ぎ、充分な知識がない場合には慎重な方法をとろう。
- a. 環境にとって重大な、あるいは取り返しのつかない害を及ぼす可能性がある場合には、たとえ科学的知見が不十分、あるいは不確実であっても、それを避けるための行動を起こそう。
  - b. 環境に重大な害を及ぼさないとして提案された活動には、その提案者に証明責任を課し、環境被害に対する責任を負わそう。
  - c. 意思決定に際しては、人間の活動の累積的、長期的、間接的、長距離的、地球規模的結果を考慮することを明確

にしよう。

d. 環境への汚染はすべて防止し、放射能や有毒、危険物質の蓄積を阻止しよう。

e. 環境に害を与える軍事行動は回避しよう。

7. 生産、消費、再生産については、地球の再生能力を傷つけず、人権や公共の福祉を保護するような方法を採用しよう。

a. 生産、消費のシステムにおいて、原材料の減量、再利用、リサイクルに努め、残った廃棄物は自然に回帰する方法をとろう。

b. エネルギーの使用については、節約と効用を旨とし、太陽光や風力のような再生エネルギー資源への依存を高めよう。

c. 環境にやさしい技術の開発、採用、公正な移転を推進しよう。

d. 環境と社会コストを物やサービスの価値に十分に内部化し、消費者が、どの商品が環境面、社会面で最も高い水準に達しているかを選べるように工夫しよう。

e. 出産権（リプロダクティブ・ヘルズ）や責任もてる出産を促進するような保健サービスを、誰もが利用できるようにしよう。

f. 有限の世界の中で、質の高い生活と物質的に足るを知るライフスタイルを探ろう。

8. 生態系の持続可能性に関する研究を進め、既存の知識を自由に交換し、幅広く応用しよう。

a. 持続可能性に向けての科学面、技術面での国際協力を支持し、特に発展途上のニーズに配慮しよう。

b. すべての文化における伝統的知識と精神的知恵の中で、環境保護と人々の福祉に貢献するものを認知し、保存しよう。

c. 遺伝子情報を含む、人間の健康と環境保全にとって非常に大切な情報は、誰にも独占されず開かれていることを確認しよう。

### III. 社会と経済の公正

9. 倫理的、社会的、環境的要請として、貧困の根絶に取り組もう。

a. 飲料水、清浄な空気、食糧の安全性、汚染されていない土壌、住居、安全な公衆衛生を保障し、そのために必要な資源を、国内及び国境を超えて割り当てよう。

b. すべての人が持続可能な生活を送る力を得られるように、教育や手段を与えよう。自らを支えることができない人のためには、社会保障やセーフティネットを用意しよう。

c. 目を向けられずにいる人々に気を配り、傷つきやすい人々を保護し、苦しむ人々に奉仕し、彼らが自らの能力を伸ばし、希望を追求できるようにしよう。

10. あらゆるレベルでの経済活動やその制度は、公平かつ持続可能な形で人類の発展を促進するものとしよう。

a. 国の内外を問わず、富の公平な分配を促進しよう。

b. 途上国の知的、財政的、技術的、社会的資源を増進させ、重い対外債務から放出しよう。

c. すべての貿易は、持続可能な資源の利用、環境保全、先進的な労働基準にかなうものであることを確認しよう。

d. 多国籍企業や国際金融機関は、公共の利益のために透明性をもって行動し、自らの活動がもたらす結果に対して責任を負うものとしよう。

11. 男女間の平等と公平は、持続可能な開発にとって必要なものであることを確認し、教育、健康管理、経済的機会を誰もが享受できるようにしよう。

- a. 女性や少女の人権を守り、彼らに対する暴力を根絶しよう。
- b. 女性達が経済、政治、市民生活、社会活動、文化的生活のあらゆる面で、平等なパートナーとして、意思決定者として、指導者として、また、受益者として活発に参画できるようにしよう。
- c. 家族の絆を強め、家族全員の安全と家族愛を強化しよう。

12. すべての人が自らの尊厳、健康、幸福を支えてくれる自然環境や社会環境をもつ権利を差別無く認め、特に先住民や少数民族の権利に配慮しよう。

- a. 人種、肌の色、性別、性的指向（同性愛者）、宗教、言語、国籍、民族、身分制などに基くあらゆる差別をなくそう。
- b. 先住民の、精神的、知識、土地、資源に対する権利と、持続可能な生活を続ける権利を承認しよう。
- c. われわれの地域共同体に住む若者たちの能力を認め支援し、持続可能な社会を創造していく上で彼らが重要な役割を果たせるようにしよう。
- d. 文化的、精神的に大切な場所を、保護し修復しよう。

#### IV. 民主主義、非暴力と平和

13. 民主的な制度と手続きをあらゆるレベルにおいて強化し、統治における透明性と説明責任、意思決定へのすべての人の参加を確保し、裁判を利用できるようにしよう。

- a. すべての人が、自分たちに影響を及ぼす、または関心のある、環境に関わる事情や、すべての開発計画、開発活動について、明確、かつタイムリーな情報を受けとる権利を支持しよう。
- b. 地方や地域、あるいは国際的な市民社会を支援し、意思決定にはすべての関係者や関係機関が意味ある形で参加できるように推進しよう。
- c. 言論、表現の自由、平和的集会の自由と結社の自由、異議を唱える自由への権利を保護しよう。
- d. 環境への害やその脅威に備えた補償や救済等、行政手続きや独立した司法手続きを効果的、効率的に利用できる仕組みをつくらう。
- e. すべての公的機関や民間機関における汚職を根絶しよう。
- f. 自らの環境を守るよう地域社会を強化し、環境に対する責任は、最も効果的に果たすことのできる立場の行政レベルに割り当てよう。

14. すべての人が享受できる公教育や生涯学習の中に、持続可能な開発に必要な知識、価値観、技術を取り入れよう。

- a. すべての人々、なかでも子供たちや若者たちに、教育の機会を与え、彼らが持続可能な開発のために活発に貢献できるようにしよう。
- b. 持続可能性に関する教育については、科学が果たす役割同様、芸術や人文科学の貢献も奨励しよう。
- c. 生態系や社会が直面している挑戦への意識を向上する上で、マスメディアが果たす役割を強めよう。
- d. 持続可能な生活のための道徳教育や精神教育（宗教教育）の重要性を認識しよう。

15. すべての生き物を大切に、思いやりを持って接しよう。



- a. 人間社会で飼育されている動物への残虐な行為を防ぎ、苦しみから保護しよう。
- b. 野生動物の狩猟、わな猟、漁獲に際しては、極度の苦痛を与えることなく、長引く不要な痛みは避ける方法をとろう。
- c. 標的以外の種の捕獲や破壊を最大限に避け、やめよう。

#### 16. 寛容、非暴力、平和の文化を促進しよう。

- a. すべての人々同士、そして国内間、国際間の相互理解、団結、協力を奨励し支援しよう。
- b. 武力紛争を防ぐために包括的な戦略を策定し、真摯に関わる紛争や他の紛争を管理・解決するためには、協力的な問題処理を行おう。
- c. 国家の安全保障体制を非攻撃的な自衛レベルに縮小し、軍事予算を、生態系の修復のような平和的目的のために転用しよう。
- d. 核兵器、生物兵器、化学兵器やその他の大量破壊兵器を排除しよう。
- e. 人工衛星軌道や宇宙空間の利用は、宇宙保全と平和に資するものとしよう。
- f. 平和とは、自分自身、他人、他の文化、他の生命、地球、そして全てがその一部を構成するさらに大きな全体との間の適切な関係によって創られた総体であることを認識しよう。

#### 今後の進捗の道

私たちは歴史上はじめて、共通の運命によって新たな行動を始めることが求められている。こうした再出発こそ、地球憲章の原則に込められた誓いである。この誓いを実現するために、私たちはこれらの価値観と理想を採択し、促進していく努力をしなければならない。

そのためには、心と思考を変えなければならない。また、地球規模の相互依存感と責任感という新しい感覚が必要となる。私たちは想像力を使って、持続可能な生活様式のビジョンを、地方、国家、地域、地球レベルで発展させ、採択しなければならない。私たちの文化の多様性は大切な遺産であり、それぞれの文化は独自の方法でそのビジョンを実行に移すことになるだろう。私たちは、地球憲章をうみだした地球規模でのこの対話を、さらに深め、広げなければならない。何故なら、真実と知恵を共に探し続けることによって多くを学ぶのだから。

人生には重要な価値観をめぐる対立がよくあり、それは時として厳しい選択となり得る。しかし、多様性と統一性、自由な行動と公益、短期の目的と長期的目標を調和させる方法を探さなければならない。個人、家族、組織、共同体は、それぞれ大切な役割を持っている。芸術、科学、宗教、教育機関、報道、企業、非政府組織（NGO）、政府すべてが、それぞれに創造的なリーダーシップを発揮することが求められている。効果的な統治には、政府、市民社会、企業のパートナーシップが欠かせない。

持続可能な地球共同体を築く為、世界中の国々が、国際連合に貢献する決意を新たにし、既存の国際協定に基づく責務を果たし、環境と開発に関する国際法を用いて、地球憲章の諸原則の実行を支援しなければならない。

私たちの時代を、生命の新たな尊厳への目覚め、持続可能性を実現するための確たる決意、正義と平和を確立するための更なる努力、そして、喜びと祝福に満ちた生命と共に想起される時代にしようではないか。

訳：参議院広中和数子事務所  
 FAX: 03-3502-8817  
 ページ: <http://www.st.rim.or.jp/~hironaka/>

外務省

トップページ  
 経路関連情報

各国・地域情報  
 外務省案内

報道発表・演説  
 キッズ外務省

目録・外相会談  
 ご意見・ご感想

分野別外交政策  
 リンクページ

ODA  
 検索

トップページ > 報道発表・演説 > プレスリリース

プレスリリース

「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する  
 決議案の国連総会における採択について

平成14年12月24日

1. 日本時間12月21日(ニューヨーク時間12月20日)、第57回国連総会本会議において、わが国が提案した「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議案が採択された。
2. この提案は、わが国の働きかけにより、先進国と途上国の双方を含む46カ国が共同提案国となったもので、決議案は第2委員会での採択後、本会議で満場一致で採択された。本会議における採択をもって一連の決議案の採択手続きは完了した。
3. 今後は、決議案の中において本件の主たる役割を担う国際機関(リード・エージェンシー)に指名されたユネスコが中心となり、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の内容について、各国政府、関係国際機関、NGO(非政府組織)等との間で議論が行われ、詳細を確定の上、明年の国連総会において議論されることとなる。
4. わが国政府としては、提案国として、国際社会において「持続可能な開発のための教育」を積極的に推進するために、ユネスコと緊密に連絡を取りつつ、引き続きイニシアチブを発揮していく考えである。

▶ 国際社会協力部 地球環境課

INDEX

トップページ  
 経路関連情報

各国・地域情報  
 外務省案内

報道発表・演説  
 キッズ外務省

目録・外相会談  
 ご意見・ご感想

分野別外交政策  
 リンクページ

ODA  
 検索

外務省